

平成 28 年度 第 5 回政策討論会第一分科会要点記録

日 時	平成 28 年 11 月 28 日（月） 午前 10 時より
場 所	第一委員会室
出席者	京西 且哲（座長） 鳥居 宏次（副座長） 金子 拓矢 鳥野 隆生 南 加代子 西田 武史 河合 馨 岡林 憲二 今口 千代子

岸和田市自治基本条例 第 6 章（第 18 条）について

第 6 章 第 18 条 意見聴取制度について

逐条解説では、市長及び他の執行機関、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事業に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。

- （１）計画の策定、変更又は廃止
- （２）条例の制定、改正又は廃止
- （３）施策の実施、変更又は廃止

一般的に、市民に意見を求める代表的な手法がパブリックコメントですが、それだけにとどまらず、説明会や公聴会、その他いろいろな意見を聞く機会等、多様な方法で市民の意見を聴取する制度となっている。

市長及び他の執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。

○実施されたパブリックコメントに対し市民から提出された件数は、余りにも少ない。少し件数が多いのは、平成 26 年 1 月 5 日の実施高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）34 件（19 人）、12 月 1 日実施の「子供子育て支援事業計画（素案）」127 件（74 人）ですが、その他のパブリックコメントに対する意見数が少なすぎる現状です。パブリックコメントする案件の内容について、もっと市民にわかりやすい解説をすることが大切であると考えま

す。また、地域に出かけて市民の意見を聞く機会を作る必要がありますが、その実施内容についてはよく検討することが必要であると考えます。

○18条 意見聴取

(1) 市民の意見を求める代表的な手法は、パブリックコメントであるが、その他、意見聴取や公聴会等々多様な方法で市民の意見を聞く制度としたものであるが、現実には、聞き取りの声の少なさの実態に条例化の趣旨が生かされていないことが、大変残念に思うところであり、パブリックコメントがその良い例である。

(2) 聴取やパブリックコメントについては、様式（書式）・文章等の検討が必要である。

数多く取ることだけが目的ではないが、調査の内容等に十分配慮した対応が必要であると思う。

また、地域設定や調査基準を明確にし、取り組むことが必要である。

○意見聴取制度については、パブリックコメントに参加される人が少ない。

その内容の案件について、もう少し内容等を含め説明が必要である。

岸和田市公共施設最適化に関するパブリックコメントでは、岸和田市を二つに分け執り行われた。春木市民センターでのパブリックコメントは、10人でそのうち7人までが1校区の市民協であり、その内容も、校区の問題としての公共施設であり、その部分だけの意見だけで、幅広い内容の意見がでなかった。もう一つのパブリックコメントは人数が集まらなくて中止になった。また、意見聴取の意味などを説明することが必要である。

○意見聴取制度について

意見聴取をするには、各案件を先ずは知る事から始まる。行政と市民のパイプは議員であり訪問活動の中でみえる意見もある。

ネットだけの意見聴取ではなく、情報共有するためにも行政が出向く体制作りが必要である。

○意見聴取制度について

意見聴取制度においては、特にパブリックコメントの現状に問題を感じている。別紙配布させて頂いた資料（過去3年分のパブリックコメント実施結果）を見ても市民からの意見の少なさが目につく。京都市では、パブリックコメン

トを出した担当課が積極的に各地で行われるイベントに参加して、市民からアンケートを取り、500 件ものコメントを貰って事業を進めている。本市も見習わねばならない。

本年度行われた議会研修会において、土山先生からパブリックコメントを行うタイミングは最後では無く、途中で行えばその意見を参考にしながら事業を進める事ができるというアドバイスもありました。

また、意見聴取を行う以前に市民が市政の情報を得ていない為に、興味を示さず、今の現状になっている原因の一つであると思われる。

これらの問題点を改善し、より良い制度にしてほしい。

○自治基本条例 第 18 条 意見聴取制度

建議書にも書かれているが、制度を形骸化させないようにするべきであるが、ここ最近のパブリックコメントでは、提出された意見が非常に少ない。もっと多くの意見を出してもらえるように、いろいろ検討する必要がある。意見の少ない理由の一つとして、意見公募提出用紙の形式があると思います。今の意見公募提出用紙は、ただ単に『案件名』『ご意見』を書くようになっていて、これでは意見を出しにくいように思う。

参考として、自治基本条例を策定する段階で平成 15 年に行われた市民アンケートでは、8 項目について、それぞれ選択肢を設けて、○印を記入するだけの簡単な様式だったので、回答数が 724 件もあった。このように、これからは簡単に意見を出しやすくしていくべきだと思う。

それから、パブリックコメント等では、案件をわかりやすくする方法を考える必要があると思います。そして、岸和田産業高校と連携し、マンガやイラストを使って、案件の中身について、わかりやすく理解しやすいようにするべきだと思います。

○パブリックコメントが導入されて、一番多くの意見が寄せられたのは、保育所の 5 か所民営化に対して、500 件以上あったのが最高だと思う。生活に直結した身近な問題であった。

他は、意見が大変少ないのは、まず条例(案)の文章が長く難しいところから市民にとってむずかしい存在であると思う。そのために条例には、パブコメに限らず、説明会や公聴会、アンケートなどいろいろと意見を聞く機会など、多様な方法で市民の意見を徴収する制度としているところである。

過去には、自治基本条例ができる以前、ゴミの減量化の推進、都市計画マスタープランの策定、総合計画の策定にあたって、住民説明会を頻繁に開催していた。住民に口頭による説明が行われることが一番わかりやすい伝達であると考

える。しかし、正職員が当時より 3 割も非正規化している中、職員が公正に説明に出かけられる体制にあるのか危惧する。今は市政への関心ごとについては生涯学習部の出前講座を活用することを進めている。条例など市民にわかりにくい中、議員の審査は大きな責任を負っていると改めて感じる。いずれにしても市民からの意見聴取にはさらなる工夫が必要と思う。

○パブリックコメントについては、現在回答数が数件、時には 0 の場合もあります。広報やホームページ掲載の呼びかけだけでは不十分であることはこの結果から明白です。市民の集まる場所に積極的に赴き、意見聴取を図ることがこれからは必要だと考えます。先ずはやってみること。意見が多く出そうな団体や集会などにターゲットを絞り意見聴取を行うことから始めてみれば良いのではないのでしょうか。また、このような議論の場合には、「回答数が多ければそれで良いのか。回答の内容の方が重要ではないか。」という意見も出てくるものと考えられますが、先ず分母の部分を広げないとより多くのより良い意見徴収は出来ないことを申し添えたい。

そして、答え易いような様式にする工夫も大切なことだと考えます。

○第 3 次総合計画（平成 13 年 4 月～）で「市民自治都市の実現」が明記されたことを受けて、市民が自治の主体者・市政の主権者とする自治基本条例の制定による、市民参画によるまちづくりを進めることになりました。

しかし、その理念の基本である第 18 条意見聴取制度を定めた「岸和田市意見聴取の手續に関する条例」が、行政運営で十分に機能しているとは考えにくい。

業務の実務を担う執行部は、往々にして広く市民に意見を求めることに、後ろ向きの感情が働く場合があると思う。

本市は、自治基本条例を持った以上その意識は改めるべきである。

パブリックコメントの実施において、意見数ゼロ件の案件が多数あることから問題点を考えれば、次の 3 点が見えてきた。

- ① パブリックコメントの内容が解りにくい、様式などが行政文章的である。
- ② ゼロ・少数意見とならないように、市民の前に出向き意見を求めるべき。
- ③ アンケート・説明会の併行した実施を町会・自治会などと協力すべき。

条例では、意見聴取の実施は執行部のみが行える制度であるので、執行部の意識改革が優先するものと考えらる。

次回は、21 条（情報の共有）をテーマに、具体的に課題を抽出し改善に向けた議論を行います。

以上